

質 問 書

2021 年 6 月 29 日

「ウガンダ国西ナイル・難民受入地域レジリエンス強化プロジェクト」

(公示日:2021 年 6 月 9 日／調達管理番号:21a00216)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P18 第3章 第3条 (5)上位目標	「指標1. 対象地域で、県開発計画に含まれ予算配分された難民対象プロジェクトの割合(エンドライン時)が、ベースライン時(県開発計画FY2021/2022)と比較し増加する」とあるが、上位目標を測定する事後評価は、「事業終了3年後」に実施されると思われ、「エンドライン時」の記載は間違いではないでしょうか。	エンドライン調査時にも上位目標の指標の達成状況について確認しますが、ご指摘の通り達成の有無を測るのは事後評価時です。県開発計画は5年ごとに作成されることとなっていますので、このような表記としましたが、現地で状況をご確認いただき、より適切な指標をご提案いただくことを排除するものではありません。
2	p.18 第3章 第3条 (5)上位目標	上位目標の指標2では「難民対象プロジェクト」、同3では「難民影響地域を対象とする開発プロジェクト」という記載があります。プロジェクト期間中に、西ナイルの難民の大多数を占める南スーダン人難民の期間が始まった場合は、上記指標2点は、見直し、代替指標を検討・設定すると想定してもよいでしょうか。	ご指摘の通りです。
3	P18 第3章 第3条 (5)上位目標	プロジェクト目標の指標4に「対象地域の地方行政パフォーマンス指標の該当項目がベースライン時と比較して改善する」とありますが、「地方行政パフォーマンス指標」とは、既に特定のものがあるのでしょうか。あるいはこちらで提案・構築するものなのでしょうか。	ウガンダ政府が測定している特定のものもありますが、それも確認したうえでご提案頂くことを想定しております。

4	p.20 第5章 第6条 (6) 情報共有	首相府へ派遣中の個別専門家の公募時 TOR に記載されている「期待される成果:首相府難民局の計画機能が強化される」に関し、目標とする(或いは首相府難民局が期待する)「計画機能」について、イメージだけでもご教示いただけるでしょうか。	首相府の国家開発計画を踏まえた難民局による戦略計画及び難民戦略計画の策定機能です。
5	p.22 第5章 第7条 <プロジェクト全体に関する業務> (4) ベースライン調査の実施(プロジェクト開始後 7 か月後頃までに完了)	「ベースライン調査の対象者等については、第4章業務実施上の条件(7)現地再委託(p.32)を参照のこと」と記載されています。しかし、p.32 の当該箇所には、ベースライン調査の対象者等の記述がありませんので、ご教示ください。	ページ数がずれておりました。P.33(7)現地再委託の項目をご参照ください。
6	p.24 第5章 第7条 <プロジェクト全体に関する業務> (10) 【成果1に係る活動(COVID-19等緊急事態に対応する地方行政機関の能力が向上する)】 p.26-27 (11) 【成果2に係る活動(地域の状況と人々の中期ニーズを踏まえた地方行政機関の統合的開発計画策定・実施の仕組みが確立する)】	成果1と成果2で、それぞれ実施するパイロット事業は、どちらも「非インフラストラクチャー」とのことですが、例えば既存施設の一部修復や設備追加(即ち新規施設建設ではなく既存施設の修復・拡張)はパイロット事業の対象となり得るでしょうか。	施設建設・修復は想定しておりません。ただし、ベースライン調査の結果、当該成果を達成するために既存施設の修復拡張が最も適切と考えられる場合は、ご提案頂くことを排除するものではありません。
7	p.24 第5章 第7条 <プロジェクト全体に関する業務>	地方行政官の能力強化が目指されているものの議員を何らかの形で能力強化の対象に含めてもよいでしょうか。	対象とする議員が、地方自治体による開発計画策定及び実施プロセスにおける役割を明確に有しており、任期がプロジェクト期間中に終了しな

	<p>(10)【成果1に係る活動(COVID-19等緊急事態に対応する地方行政機関の能力が向上する)】 p.26-27</p> <p>(11)【成果2に係る活動(地域の状況と人々の中期ニーズを踏まえた地方行政機関の統合的開発計画策定・実施の仕組みが確立する)】</p>		<p>いかあるいは任期満了後も継続してプロジェクト成果に貢献できるのであれば、プロポーザルにてご提案頂くことを排除するものではありません。</p>
8	<p>p25 第5章 第7条 <プロジェクト全体に関する業務> (10)【成果1にかかる活動(COVID-19等緊急事態に対応する地方行政機関の能力が向上する)】 4) 予算措置に係る検討・提言</p>	<p>R/D 添付のパイロット事業選定に係るコンセプトでは、各県の予算が200万円となっています。これを予算上限と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご指摘の通りです。</p>
9	<p>P32 第4章 (2) 業務量目途と業務従事者構成案 1) 業務量の目途</p>	<p>「約85人月(M/M) (現地:77M/M、国内9M/M)」とありますが、77+9で86M/Mではないでしょうか。</p>	<p>内訳MMの小数点以下が四捨五入されたため、誤差が生じています。合計は約85MMです。</p>
10	<p>P32 第4章 業務実施上の条件 (4) 配布資料 2) 公開資料 ・ウガンダ国西ナイル地域難民受</p>	<p>同レポートの「第10章社会インフラ地図」の「表10.2-1 本調査団収集データのうち地図作成に活用できるもの」について、10-1頁では、「調査結果と収集情報・データは全て公共財としてオンライン等を通じて提供することとなった。」とあ</p>	<p>2017年作成のもので、若干情報が古くなりますが、ご参照ください。別途追加配布資料としてGIGAPODを通じ配布します。</p>

	入コミュニティの現状及びニーズに係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート	ります。地図情報を提供いただくことは可能か。	
11	P33 第4章 業務実施上の条件 (6) 事業用機材・供与機材・業務用機材	「JICA がプロジェクト車両を事業用に調達する旨相手国政府と合意しており、プロジェクト期間中はコンサルタントもしくはプロジェクト活動に従事するカウンターパートが利用することとする。」とございますが、車両は何台、貸与いただけますか。	3台を予定しております。
12	P33 第4章 業務実施上の条件 (6) 事業用機材・供与機材・業務用機材2)	「必要な機材を特定し、事務所経由で調達の上、配備に関する一連の支援を行うこととする。」とありますが、事務所経由で調達ということは、費用は事務所負担でしょうか、プロジェクト負担でしょうか。プロジェクト負担の場合、「(想定: 2021 年度、……400 万円/年)」を見積もればよろしいでしょうか。	事務所負担です。
以上 6 月 23 日掲載済み			
13	p.26-27 第3章 第7条 (11) 4) ニーズと実施のギャップの緩和に資するパイロット事業 (12 カ月目から 29 カ月頃まで実施)	成果 2 のパイロット事業につき、後半は現地で利用可能なスキーム・予算(ウガンダ政府やドナー資金等)を使って実施とあります。 (1)他ドナー資金で実施される事業には、JICA 資金は入っていませんが、それでもJICAのパイロット事業という位置づけになるのでしょうか。 (2)R/D 添付のパイロット事業選定に係るコンセプト外の事業が選定された場合、これらは本プロジェクトのスコープ外とみてよろしいでしょうか。	(1)本パイロット事業の目的は、業務指示書記載の通り、外部のスキーム・予算を利用するにあたって必要となる能力の向上です。能力向上の結果、外部のスキーム・予算を使った事業が実現した場合は、それを含めた一連のプロセスをパイロット事業と位置づけることとなります。 (2)R/D 添付のクライテリアに沿わないパイロット事業が選定される蓋然性は低いと認識しています。BL 調査に際して、万一そのようなパイロット事業が選定されることが予見される状況が生

			起した場合はご相談ください。
14	p.32 第4章 業務実施上の条件 (2)業務量の目途と業務従事者 構成案	本邦研修に関連する業務人月目安は 3M/M とあります。3M/M は、上記国内 9M/M に含まれるのでしょうか？	含まれます。
15	p.33 第4章 業務実施上の条件 (6)事業用機材・供与機材・業務 用機材 1)	「JICA がプロジェクト車両を事業用に調達する旨、相手政府と合意しており」と記載があります。車は何台、どのような車種を調達予定でしょうか？	台数は 6 月 23 日掲載済み質問回答の通番号 11 のとおり 3 台です。
16	p.33 第4章 業務実施上の条件 (6)事業機材・供与機材・業務用 機材	先行案件の業務用機材を使用できますか？使用できる場合、使用できる機材をご教示ください。	WACAP を実施した自治体と協議頂き、供与済みの機材が使用できる場合にはご活用ください。
17	配布資料 PDM と PO	文字が不鮮明な箇所が多く、読みにくいため、別のスキャン版をいただけないでしょうか？	最新版の PDM と PO を格納しましたのでご確認ください。

以上